

令和7年 北秋田市農業委員会 第9回総会

1. 開催日時 令和7年9月16日(火) 午前9時から

2. 開催場所 北秋田市交流センター 1階講堂

3. 出席委員(26名)

1番 櫻井 豊	3番 宮腰 文義	5番 佐藤 邦久
6番 中林 めぐみ	7番 長崎 成人	8番 堀部 聰
9番 多賀谷 テル子	10番 長岐 正	11番 松岡 英敏
12番 伊藤 鶴一	13番 土田 紀子	14番 藤島 喜美男
15番 成田 博幸	16番 寺田 一徳	17番 武田 韶一
19番 佐藤 茂延	20番 金田 悅子	22番 中嶋 力藏
25番 伊東 誠子	28番 小笠原 千春	29番 澤藤 匠
31番 野呂 義久	32番 若松 一幸	33番 佐藤 整
36番 佐藤 篤史	37番 長岐 一志	

4. 欠席委員(10名)

2番 佐藤 稔	4番 鈴木 豊	18番 武石 修一
21番 藤岡 智洋	23番 佐藤 利子	24番 松橋 利彦
26番 出川 信久	27番 佐藤 政信	30番 土濃塙 謙一郎
34番 金俊英		

5. 欠員(1名)

6. 議事日程

第 1	報告第19号	会務報告
第 2	報告第20号	専決処分の報告
第 3	報告第21号	令和7年度農地パトロールの結果について
第 4	議案第36号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用 集積等促進計画の承認について
第 5	議案第37号	令和7年度農地パトロールの結果に基づく非農地判断につ いて
第 6	議案第38号	所有者不明農用地等に係る公示について

7. 出席した事務局職員

局長 成田 幸治 副主幹 簾内 拓也 主査 正田 売国

8. 議事録署名委員

25番 伊東誠子 28番 小笠原千春

9. 会議の概要

事務局

定刻となりましたので、ただいまより令和7年 北秋田市農業委員会第9回総会を開会いたします。

はじめに、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

2番 佐藤稔 委員、4番 鈴木豊 委員、18番 武石修一 委員、21番 藤岡智洋 委員、23番 佐藤利子 委員、24番 松橋利彦 委員、26番 出川信久 委員、27番 佐藤政信 委員、30番 土濃塙謙一郎 委員、34番 金俊英 委員の10名となっております。

委員総数36名中、26名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。

それでは会長よりごあいさつと総会会議規則第5条の規定により、議長として議事の進行をよろしくお願ひいたします。

会長

会長あいさつ（省略）

議長

それでは、議事日程に従いまして議事を進行させていただきます。

はじめに議事録署名委員であります、恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長

異議なしと認め当職より指名いたします。

25番 伊東誠子 委員、28番 小笠原千春 委員にお願いします。

それでは案件に入ります。報告第19号「会務報告」を事務局よりお願いします。

事務局

事務局の成田です。以後着座にてご説明いたします。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。報告第19号「会務報告」です。読み上げてご報告いたします。

8月1日、都市農業委員会会長会事務局長会議が秋田市・アキタパークホテルにて開催され、簗内副主幹が出席しました。

5日、農林水産省大臣官房デジタル推進グループによる業務ヒアリングを市役所本庁大会議室にて実施し、長岐会長と疋田主査が対応しております。

6日、第8回総会に係る調査を委員5名、事務局3名の出席により市役所第2庁舎会議室にて実施しました。また同日、市町村農業委員地区別研修が大館市・ほくしか鹿鳴ホールにて開催され、委員14名、事務局1名が参加しました。

15日、第8回定例総会を市役所本庁舎大会議室において委員26名の出席により開催しました。

18日、鷹巣地区の農地パトロールを委員14名、事務局3名で、19日、阿仁地区の農地パトロールを委員3名、事務局3名の体制で実施しました。なお、21日に実施を予定しておりました合川地区、森吉地区につきましては大雨の影響により中止しております。

26日、第113回常設審議委員会が秋田市・アキタパークホテルにて開催され、疋田主査が出席しました。また同日、都市農業委員会会長会県知事要望活動が秋田地方総合庁舎にて実施され長岐会長が出席しました。

29日、水稻作柄状況調査として昨年と同じ3法人のほ場を委員25名、事務局3名により視察しました。報告は以上です。

議長

ただいま事務局より報告がありましたが、これらは会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に報告第20号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページをご覧ください。

報告第20号「令和7年8月分 専決処分の報告」です。

表の8月の列をご覧ください。

(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見が17件、
(3) 非農地通知が1件、(5) 相続等による農地の権利取得の届出の
受理が18件、(6) 農地所有適格法人の報告書の受理が2件、(8) 賃

借・使用権の合意解約等の届出の受理が1件、(10) 2アール未満の農地の転用に係る届出の受理が2件、合計41件の処理を実施しました。次の4ページからその内訳となります。

はじめに、(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見についてです。

(申請番号1番を朗読)

以下、6ページの申請番号17番までの計68筆、118,577m²について、いずれも適当であるとの意見を回答しております。

つぎに1枚めくって7ページをご覧ください。

(3) 非農地通知です。

(申請番号1番を朗読)

以上の1案件について、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地である旨の決定を行っております。

つぎに同じく7ページをご覧ください。

(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、11ページの申請番号18番まで、合計96筆、面積134,701m²です。

つぎに同じく11ページ最下段をご覧ください。

(6) 農地所有適格法人の報告書の受理につきましては、記載の2法人より報告書を受理しております。

つぎに12ページの上段をご覧ください。

(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以上、合計面積412m²の1筆です。

つぎに(9) 2アール未満の農地の転用に係る届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、申請番号2番まで、合計2筆、面積376m²です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

報告第20号について事務局より説明がありました。それでは、質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、次に進みます。

次に、報告第 21 号「令和 7 年度農地パトロールの結果について」、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の疋田です。

「令和 7 年度農地パトロールの結果について」ご説明いたします。議案書 13 ページです。1 番の調査結果をご覧ください。遊休農地の緑区分が 58 筆、74,269 m²、遊休農地の黄区分が 56 筆、50,758 m²、所有者（共有者）不明農地は 11 筆 12,768 m²でした。再生利用が困難な農地は、1,038 筆、714,067 m²でした。以下、違反転用農地、相続税等納予適用農地、農年特定処分対象農地については対象となる遊休農地等はありませんでした。それぞれの地区別の内訳については 2 番に記載のとおりとなっております。詳細につきましては、別途配付しております資料 1 のとおりでございますのでご確認いただければと思います。説明は以上となります。

議 長

ただいま事務局より報告がありましたが、農地小委員会を代表して若松農地小委員長より報告をお願いします。

農地小委員長

32 番の若松です。農地小委員会を代表して報告いたします。

まずは、委員の皆様には、8 月 18 日から 21 日にかけて実施した農地パトロールにご協力いただきましてありがとうございました。8 月 20 日の豪雨災害により、翌 21 日に予定していた合川地区と森吉地区は農業委員が集合してパトロールすることができませんでしたが、事務局が配布した資料により、衛星写真調査を行うことで、全地区が無事にパトロールを終えられ良かったと思います。また、衛星写真などの新しい方法も定着しつつあります。広い範囲で効率的に農地パトロールを実施できるようになりました。

今年の資料から所有者不明農地という項目がありますが、未相続により問題となる遊休農地への対策も、新たに事務局とも調整をしながらすすめてまいりたいと考えております。以上です。

議 長

若松小委員長ありがとうございました。

報告第 21 号について事務局および農地小委員長より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんか。

28番

28番 小笠原です。

再生利用困難な農地が71町歩ほどとのことです、北秋田市の農地全体からすると割合はどれくらいになりますか。

事務局

およそ1%です。

8番

8番 堀部です。

森吉地区の再生利用困難な農地が飛び抜けて多いのですが、何か理由があるものでしょうか。

事務局

昨年度はダム周辺の地区的農地の非農地判断を実施したところですが、今年度において、大字が根森田地区に属する4自治会より、自治会の周辺にある農地についても実施してほしいという要望があったため、そちらを重点的に調査・対応し、このような結果となったものです。

議長

その他ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、次に進みます。

次に、議案第36号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書14ページをご覧ください。

議案第36号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の決定について意見を求める。

令和7年9月16日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
以下の申請はいずれも所有権移転案件です。

(申請番号1番を朗読)

以下15ページの申請番号3番まで、合計23筆、面積45,784m²です。
以上ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 議案第36号について事務局の説明が終わりました。それでは、本議案に対する質疑に入りますが、申請番号3番を除く2件から審議いたします。申請番号1番および2番について何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第36号中、申請番号1番および2番の2件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。
つぎに申請番号3番の質疑に入りますが、この件については、議席番号17番 武田響一 委員との関連があるため退席を求めます。
暫時休憩いたします。

(退席：17番 武田響一 委員)

議長 会議を再開いたします。
議案第36号中、申請番号3番の質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第36号中、申請番号3番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。
暫時休憩いたします。

(着席：17番 武田響一 委員)

議長

会議を再開いたします。

次に、議案第37号「令和7年度農地パトロールの結果に基づく非農地判断について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書16ページをご覧ください。

議案第37号「令和7年度農地パトロールの結果に基づく非農地判断について」

令和7年度農地パトロール（利用状況調査）で判定した次の土地について、農地法第2条第1項の「農地」以外の土地であるか判断を求める。

令和7年9月16日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
提案理由です。

令和7年8月18日から8月21日に実施した農地パトロール（農地利用状況調査）において、各地区で調査を行った農地のうち別紙資料1「令和7年度農地パトロールの結果について」(P.30～非農地判断)のとおり、荒廃が進行し農地としての再生が困難であるもの並びに農地としての継続した利用が困難であるとされたものについて、非農地判断を行い農地台帳から削除することを提案するものです。以上、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

議案第37号について事務局の説明が終わりました。それでは、本議案に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第37号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第38号「所有者不明農用地等に係る公示について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

議案書 17 ページをご覧ください。

議案第 38 号「所有者不明農用地等に係る公示について」

農地法第 32 条第 3 項の規定による公示についての審議を求める。

令和 7 年 9 月 16 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

提案理由です。議案資料の最下段をご覧ください。読み上げてご説明いたします。

この公示は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び同法第 33 条第 1 項の農地について、当該農地について同法第 33 条第 2 項及び第 3 項の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者を確知できないことから行うものです。

対象となる農地の所在等については議案資料中ほどの表に記載しております。

(番号 1 番を朗読)

以下 2 番および 3 番についても同様です。

これらの農地について耕作したいという要望があったものの、所有者不明であるため通常の賃借権設定の手続きができない状況にありました。

これらの農地にはいずれも共有者がおりますが、農地中間管理事業法による賃借権等の設定は共有者の 2 分の 1 超の同意を得ることで可能とされておりますが、2 分の 1 以上の共有者が不明な場合であっても農業委員会が不明な共有者の探索を一定の範囲で行い、公示の手続きを経ることによって農地中間管理機構に貸し付けることが可能となります。

この取り扱いに基づいて今般事務局において登記簿、戸籍情報等をもとにして、当該農地を相続した共有者の住所地を可能な範囲で特定し、賃借権等の設定の可否について確認するため郵便による通知を行いました。しかしながら、2 分の 1 以上の共有者の意向を把握することができなかつたことから農地法 32 条第 3 項の規定による公示を行うものです。

別紙資料 2 が公示文の見本となります。このような形で農業委員会の掲示板や市のホームページでの公示に付す予定としておりまして、公示日から 2 か月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第 41 条に基づき農地中間管理機構にその旨を通知し、その後県知事の裁定により利用権が設定される運びとなるものです。以上ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長	議案第38号について事務局の説明が終わりました。それでは、本議案に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。
8番	8番 堀部です。 位置図がないのでこの場所を理解できないのですが、優良農地ですか。そこを確認したいと思います。
事務局	こちらの農地はすべて基盤整備された農地で、賦課金も賦課されている優良な農地となります。
8番	耕作放棄地となるのが心配されるため質問しましたが、優良農地であるということが確認できたので事務を進めていいかと思います。
5番	5番 佐藤邦久です。 先ほどの説明の中で、亡くなった方の相続人を職権で探して調査したとありましたが、2分の1以上の相続人の範囲を教えてください。
事務局	相続人の調査方法ですが、まず登記簿上の所有者を特定し、そちらの戸籍を取り寄せます。そして登記簿上の所有者の配偶者とその子どもの範囲までを調べます。その範囲の中で持ち分に相当する相続の権利の割合を算出しまして、その方に簡易書留で法に基づく調査書を送付することとなります。それに返答があったもの、同意があったもの、また中には調査書が届かない場合もありますが、いずれにせよ返答があったもので、想定した持ち分相当の2分の1を超えた場合には、調査に回答があったものを同意書として取り扱い、公示に進まず通常どおりの農地中間管理機構との一括方式で契約をしていただくこととなります。もし2分の1を下回った場合は、農地バンク法に基づいて公示を行い利用権を設定します。 今回の3件につきましては、所有者に関係する方々に行き当たらなかったケースとなりますので、農地法に基づいて公示を行うこととなるものです。
5番	農地の所有権が移転するということでしょうか。
事務局	所有権はそのままで秋田県農業公社が中間管理権を取得することにな

	ります。そしてその中間管理権をもとに小作人の方々に貸し出すという制度になっておりまして所有者についてはそのままとなります。
5番	所有者はそのままということですが、2番の案件の農地については所有者はいたのですか。
事務局	2番の案件を例にとってお話しますと、戸籍上の関係者の方々を探索して把握できたのですが、いずれも連絡がつかず相続人に相当する方が特定できなかったことから、所有者はそのまで農地中間管理機構に県知事の裁定をもって中間管理権を取得させるという手続きとなっております。
8番	8番 堀部です。 今詳しく話を伺って、肝心の相続人が何人いるという話が出てこなかったのですが、やはり事務局だけでの対応は難しいと思います。そこで、せっかくいる農業委員に情報を提供しながら確認するとか聞くとかという作業を行いましたか。そこを伺います。
事務局	当該地域の農業委員に情報確認を求めながら進めておりました。
20番	20番 金田です。 農地中間管理機構から借りる場合小作料はどちらの方からどちらに行くのか教えていただけますか。
事務局	小作料につきましては、本来所有者が負担するべき農地の管理費や賦課金等を差し引いた小作料が設定され通常どおり農業公社が引き落としを行ったうえで法務局に供託するというかたちとなっております。 本来所有者である方が、後日改めて相続したという場合は、法務局からその小作料を受け取るというかたちとなります。
議長	その他ご質問、ご意見等ございませんか。
	(なしの声)
議長	質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第38号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め決定いたします。

以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第9回定例総会を閉会します。